

* 居住する居室の居住面積が、一定以下であること

・介護療養型医療施設（診療所）

6. 4 m²以下

※ 栄養管理体制加算

イ 管理栄養士配置加算

12単位

ロ 栄養士配置加算

10単位

注1 ※のイについては、入院患者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、栄養士配置加算は算定しない。

注2 ※のロについては、入院患者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算は算定しない。

※ 栄養マネジメント加算

12単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること

ロ 入院患者の栄養状態を入院時に把握し、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、入院患者ごとの摂食・嚥下機能に着目した食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること

ハ 入院患者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、入院患者の栄養状態を定期的に記録していること

二 入院患者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること

ホ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する（*）指定介護療養型医療施設であること

* 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

※ 経口移行加算

28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する（＊）指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口の食事の摂取を進めるための栄養管理を行ったとき（経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食・嚥下機能障害を有し、誤嚥が認められるものについて、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされる場合として厚生労働大臣が別に定める場合（＊＊）を含む。）は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。

- * 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること
- ** 別の告示で以下の内容を規定
 - ① 入院患者の摂食・嚥下機能がビデオレントゲン造影又は内視鏡検査により適切に評価されていること
 - ② 誤嚥等によるリスクの管理体制が適切に整備されていること
 - ③ 食形態の配慮など、経口摂取を進めるための適切な措置が講じられていること
 - ④ 上記①～③を多職種協働により実施するための体制が施設において構築されていること

注2 経口移行計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされるもの（経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食・嚥下機能障害を有し、誤嚥が認められるものについて、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされる場合として厚生労働大臣が別に定める場合（＊）を含む。）に対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

- * 別の告示で以下の内容を規定
 - ① 入院患者の摂食・嚥下機能がビデオレントゲン造影又は内視鏡

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)

(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)

a 要介護 1	1,004 単位
b 要介護 2	1,075 単位
c 要介護 3	1,145 単位
d 要介護 4	1,216 単位
e 要介護 5	1,286 単位

検査により適切に評価されていること

- ② 誤嚥等によるリスクの管理体制が適切に整備されていること
- ③ 食形態の配慮など、経口摂取を進めるための適切な措置が講じられていること
- ④ 上記①～③を多職種協働により実施するための体制が施設において構築されていること

※ 療養食加算

23 単位

注 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理され、かつ、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護療養型医療施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食(*)を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算は算定しない。

イ 入院患者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ロ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する(*) 指定介護療養型医療施設において行われていること。

* 別の告示で以下の内容を規定

医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食

** 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)

(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)

a 認知症疾患型介護療養施設サービス費 (i)	i 要介護 1	855 単位
	ii 要介護 2	926 単位
	iii 要介護 3	996 単位
	iv 要介護 4	1,067 単位
	v 要介護 5	1,137 単位

従来型個室

(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)

a 要介護 1	975 単位
b 要介護 2	1,044 単位
c 要介護 3	1,112 単位
d 要介護 4	1,181 単位
e 要介護 5	1,249 単位

(三) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ)

a 要介護 1	959 単位
b 要介護 2	1,026 単位
c 要介護 3	1,093 単位
d 要介護 4	1,161 単位
e 要介護 5	1,228 単位

b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)

i 要介護 1	986 単位
ii 要介護 2	1,057 単位
iii 要介護 3	1,127 単位
iv 要介護 4	1,198 単位
v 要介護 5	1,268 単位

多床室

(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)

a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)

i 要介護 1	826 単位
ii 要介護 2	895 単位
iii 要介護 3	963 単位
iv 要介護 4	1,032 単位
v 要介護 5	1,100 単位

従来型個室

b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)

i 要介護 1	957 単位
ii 要介護 2	1,026 単位
iii 要介護 3	1,094 単位
iv 要介護 4	1,163 単位
v 要介護 5	1,231 単位

多床室

(三) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ)

a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)

i 要介護 1	810 単位
ii 要介護 2	877 単位
iii 要介護 3	944 単位
iv 要介護 4	1,012 単位
v 要介護 5	1,079 单位

従来型個室

b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)

i 要介護 1	941 単位
ii 要介護 2	1,008 単位
iii 要介護 3	1,075 単位
iv 要介護 4	1,143 単位
v 要介護 5	1,210 単位

多床室

(2) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)

(一) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)

a 要介護 1	874 単位
---------	--------

b 要介護 2	945 単位
c 要介護 3	1,015 単位
d 要介護 4	1,086 単位
e 要介護 5	1,156 単位

(二) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費 (II)

a 要介護 1	874 単位
b 要介護 2	945 単位
c 要介護 3	1,015 単位
d 要介護 4	1,086 単位
e 要介護 5	1,156 単位

※ 平成 17 年 9 月 30 日において従来型個室に入院しており、平成 17 年 10 月 1 日以後引き続き従来型個室に入院するもの（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。(*)）に対して、認知症疾患型介護療養施設サービス費 (I)、認知症疾患型介護療養施設サービス費 (II)、認知症疾患型介護療養施設サービス費 (III) を支給する場合は、当分の間、それぞれ認知症疾患型介護療養施設サービス費 (I) の認知症疾患型介護療養施設サービス費 (ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費 (II) の認知症疾患型介護療養施設サービス費 (ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費 (III) の認知症疾患型介護療養施設サービス費 (ii) を算定する。

* 別の告示で以下の内容を規定

平成 17 年 9 月 1 日から平成 17 年 9 月 30 日までの 30 日間（従来型個室に入院している期間が 30 日に満たない場合は、当該入院期間）において、特別な室料を支払っていない者

※ 平成 17 年 10 月 1 日以後従来型個室に入院する者であって、次のいずれかに該当するものに対して、認知症疾患型介護療養施設サービス費 (I)、認知症疾患型介護療養施設サービス費 (II)、認知症疾患型介護療養施設サービス費 (III) を支給する場合は、それぞれ認知症疾患型介護療養施設サービス費 (I) の認知症疾患型介護療養施設サービス費 (ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費 (II) の認知症疾患型介護療養施設サービス費 (ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費 (III) の認知症疾患型介護療養施設サービス費 (ii) を算定する。

イ 感染症等により従来型個室への入院の必要があると医師が判断した者であって、従来型個室への入院期間が30日以内であるもの

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準（＊）に該当する従来型個室に入所する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入院患者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入院の必要があると医師が判断した者

* 居住する居室の居住面積が、一定以下であること

・介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟）6.4m²以下

※ 栄養管理体制加算

イ 管理栄養士配置加算 12単位

ロ 栄養士配置加算 10単位

注1 ※のイについては、入院患者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、栄養士配置加算は算定しない。

注2 ※のロについては、入院患者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算は算定しない。

※ 栄養マネジメント加算 12単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること

ロ 入院患者の栄養状態を入院時に把握し、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、入院患者ごとの摂食・嚥下機能に着目した食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること

ハ 入院患者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っていること

もに、入院患者の栄養状態を定期的に記録していること

二 入院患者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること

ホ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する（＊）指定介護療養型医療施設であること

* 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

※ 経口移行加算

28 単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する（＊）指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口の食事の摂取を進めるための栄養管理を行ったとき（経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食・嚥下機能障害を有し、誤嚥が認められるものについて、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされる場合として厚生労働大臣が別に定める場合（＊＊）を含む。）は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。

* 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

** 別の告示で以下の内容を規定

- ① 入院患者の摂食・嚥下機能がビデオレントゲン造影又は内視鏡検査により適切に評価されていること
- ② 誤嚥等によるリスクの管理体制が適切に整備されていること
- ③ 食形態の配慮など、経口摂取を進めるための適切な措置が講じられていること
- ④ 上記①～③を多職種協働により実施するための体制が施設において構築されていること

注2 経口移行計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき、継続して

経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされるもの
(経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食・嚥下機能障害を有し、誤嚥が認められるものについて、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされる場合として厚生労働大臣が別に定める場合(*)を含む。)に対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

* 別の告示で以下の内容を規定

- ① 入院患者の摂食・嚥下機能がビデオレントゲン造影又は内視鏡検査により適切に評価されていること
- ② 誤嚥等によるリスクの管理体制が適切に整備されていること
- ③ 食形態の配慮など、経口摂取を進めるための適切な措置が講じられていること
- ④ 上記①～③を多職種協働により実施するための体制が施設において構築されていること

※ 療養食加算

23単位

注 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理され、かつ、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出で当該基準による食事の提供を行う指定介護療養型医療施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食(*)を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算は算定しない。

イ 入院患者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ロ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する(*) 指定介護療養型医療施設において行われていること。

* 別の告示で以下の内容を規定

医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食

* * 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

食事の提供に要する費用の額の算定表

基本食事サービス費(1日につき)

2,120円

(削除)

- 注 1 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う介護保険施設の入所者又は入院患者について、当該食事の提供を行ったときに算定する。
- イ 食事の提供が、管理栄養士によって管理されていること。
口 入所者又は入院患者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
ハ 適時の食事の提供が行われていること。
ニ 適温の食事の提供が行われていること。
ホ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護保険施設において行われること。
- 2 次のいずれかの基準に該当する食事の提供を行ったときは、次に掲げる区分に従って、1日につき次に掲げる額を所定額から減算する。
- イ 注1の口及びホの基準に適合し、かつ、注1のイ、ハ又はニの基準のいずれかに適合しないこと(注1のイの基準に適合しないときは、食事の提供が栄養士によって管理されている場合に限る。)。 200円
口 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていないこと、注1の口の基準に適合しないこと又は注1のホの基準に適合しないこと。 600円
- 3 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理され、かつ、注1の口及びホの基準に適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う介護保険施設が、別に厚生労働大臣が定める特別食を提供したときは、1日につき350円を所定額に加算する。

(別紙2)

1. 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準

- (1) 指定介護老人福祉施設について、ユニット型準個室の設備の基準を定めること。
- (2) 利用料等の受領ができる費用として、居住費及び食費を規定すること。
- (3) 利用者が支払う居住費及び食費については、利用者の書面による同意を得ること。

2. 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

- (1) 介護老人保健施設について、ユニット型個室及びユニット型準個室の設備の基準等を規定すること。
- (2) 利用料等の受領ができる費用として、居住費及び食費を規定すること。
- (3) 利用者が支払う居住費及び食費については、利用者の書面による同意を得ること。

3. 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準

- (1) 指定介護療養型医療施設について、ユニット型個室及びユニット型準個室の設備の基準等を規定すること。
- (2) 利用料等の受領ができる費用として、居住費及び食費を規定すること。
- (3) 利用者が支払う居住費及び食費については、利用者の書面による同意を得ること。

4. 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

- (1) 短期入所生活介護及び短期入所療養介護について、ユニット型個室及びユニット型準個室の設備の基準等を規定すること。
- (2) 利用料等の受領ができる費用として、滞在費及び食費を規定すること。
- (3) 短期入所生活介護及び短期入所療養介護について、利用者が支払う滞在費及び食費は、利用者の書面による同意を得ること。

5. 利用者が支払う居住費・食費に関する指針

利用者が支払う居住費や食費については、次に定めるところにより取り扱うこと。

(1) 居住費（滞在費を含む。以下同じ。）

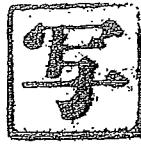
利用者が支払う居住費の範囲は、居住環境の違い（個室、準個室、多床室）に応じて、ユニット型個室、ユニット型準個室及び従来型個室については室料及び光熱水費相当、多床室については光熱水費相当を基本とし、施設等と利用者との契約により定めることとすること。その際、当該施設における建設費用（修繕・維持費用等を含み、公的助成の有無についても勘案すること。）や近隣の類似施設の家賃、光熱水費の平均的な水準等を勘案すること。

(2) 食費

利用者が支払う食費の範囲は、食材料費及び調理に係る費用を基本とし、施設等と利用者との契約により定めることとすること。

(3) 特別な室料や特別な食費等との関係

利用者の選定に基づく特別な室料及び特別な食費については、一般の居住費（滞在費を含む。）及び食費に対する追加的費用であることを明確化した上で利用料を受領することとすること。



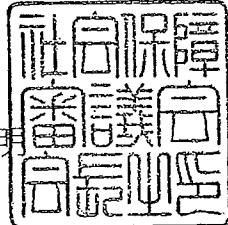
社 保 審 発 第 6 号
平成 17 年 7 月 15 日

厚生労働大臣

尾辻 秀久 殿

社会保障審議会

会長 貝塚 啓明



指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準及び指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正について（答申）

平成17年7月14日厚生労働省発老第0714001号をもって社会保障審議会に諮問のあった標記については了承する。

今回の介護報酬の見直しは、介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）に基づき、平成17年10月1日より介護保険施設等における居住費（滞在費）及び食費が保険給付の対象外となることに伴うものである。当分科会においては、今後、平成18年4月に予定されている次期介護報酬の見直しに向けた検討を進めしていくが、その中では在宅ケアの推進に関する課題をはじめ、今回の見直しに関する当分科会の審議の中で提起されたユニット型個室等と多床室との介護報酬設計のバランス、質の向上の観点からの人員配置の在り方、利用者の居住環境の改善等の諸課題についても検討が必要であると考える。

なお、今回の見直しは、施行までの準備期間が短期間であることから、施設等の現場における円滑な実施が進み、また利用者への配慮が確保されるよう、厚生労働省は保険者等と協力して十分な準備支援体制を早急に確保することを強く要請する。